大村市農業就業体験(インターンシップ)支援事業実施要領

１　目的

　職業として農業に関心があり、将来農業をやってみたい高校・大学生及び U ターン・I ターン等での就農を希望する一般社会人を対象に、大村の農業を新たに担う「担い手」確保と大村市への移住促進を図る。

２　実施期間

　各年度の４月１日から３月３１日まで

３　農業就業体験の募集概要

（１）体験内容

「大村市の農業と暮らしの魅力」まるごと体験

① 農業就業体験・・申込書に記載の応募者の希望の作物を優先するが、広く大村市の農業を理解してもらう。農業の楽しさ・大変さを体験。

② 農家宿泊体験・・農家との語らいや大村市の歴史・史跡巡回など、大村市の魅力を体験してもらい、大村市に移住する気持ちを醸成する。

（２）体験期間及び体験時間

① 原則として３泊４日とする(１日目午後から４日目午前中まで)。

② 大学等で単位取得目的の場合に限り４泊５日とする。

③ 農業就業体験は、原則８時～１７時とするが、季節や農作業の関係で前後する場合は事前に応募者と調整を行う。

（３）募集人数

１０人

（４）募集期間

通年で募集を行う。ただし、募集人員に達した段階で終了とする。

（５）申込期限

体験希望日の３週間前までに、様式第１号－１(学生)、様式第１号－２(一般)の農業就業体験（インターンシップ）申込書に様式第２号誓約書を添付し、市農林水産振興課必着とする。最終申込期限は２月１５日とする。

（６）申込方法

申込書は原則郵送とするが、市 HP から様式をダウンロードし、市農林水産振興課へメール送信も可とする。ただし、その場合も自筆にて記入の上、画像データとして(PDF や JPEG 等の形式)送付のこと。

また、送信後は受信できたかを市農林水産振興課へ確認すること。

①市 HP は大村市　農業就業体験で検索。

②送付先は大村市役所　農林水産振興課農業経営室

〒856-8686　長崎県大村市玖島１丁目 25 番地

TEL 0957-53-4111(内線 262)

③E-mail：nougyou@city.omura.nagasaki.jp

（7）選考方法

様式第１号－１(学生)もしくは様式第１号―２(一般)の申込書により、市が選考する。選考の結果、受入が出来ない場合もある。

（8）費用

① 参加費、宿泊費、食費は無料とする。

② 受入先までの交通費は原則参加者負担とする。(最寄駅からの送迎は行う)ただし、県外からの参加者については実費の１/2 以内助成とする（1 人上限３万円)。特例として、女子２名以上での参加の場合は実費助成とする。(1人上限６万円まで)

③ 交通費については、本人からの領収証を添付した請求書(様式第３号)により指定の銀行口座へ振込とする。

④ 万が一の場合に備えて、傷害保険に必ず加入のこと。保険料は市が負担する。補償範囲は保険での対応とし、市及び受入農家、受託者は一切の責任を負わない。

⑤ 新型コロナウイルス感染対策として事前に PCR 検査または抗原定性検査を受検すること。検査料は市が負担する。

（9）募集 PR 方法

① 県内外高校生・大学生との意見交換会

② 新規就農者確保のための、新・農業人フェアー（東京・大阪・福岡等）等

③ 市 HP や県・市の東京事務所等各種施設での広報

④ 国・県等が開催する移住促進フェアー等

⑤ 大村市グリーン・ツーリズム推進協議会等での広報　ほか

(10) アンケート調査

市は、体験者及び受入農家等にアンケート調査により事業評価を行い、次年度事業に活用する

４　業務委託

大村市グリーン・ツーリズム推進協議会と随意契約とする。

委託の詳細は、別添、農業就業体験(インターンシップ)支援業務委託仕様書で定める。

（１）業務委託内容

農業体験希望者の募集から、宿泊農家・指導農家の選定、移住促進を視野に入れた体験カリュキュラムの策定、農業就業体験希望者の受入・見守りなど「農業体験」一連の業務。

（２）研修決定者との連絡

研修に必要な準備品等詳細についての連絡は、委託業者が行う。

（３）報告書の提出

委託業務完了後、委託業者は速やかに報告書を市へ提出すること。

５　その他

（１)事業実施手順及び事業実施後のフォローアップについては、別添資料１参照。

（２）県・市の新規就農支援機関及び移住促進機関との連携を密にとり、必要に応じ連携会議を行い実施する。